

平成25年度 三次市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
平成 24年度	人 56,487	千円 38,125,479	千円 1,037,901	千円 5,326,168	% 14.0	% 12.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 24年度	人 555	千円 2,280,357	千円 282,722	千円 810,993	千円 3,374,072	千円 6,079	千円 5,935

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
 類似団体平均については、公表されている数値の直近の年度のものとしています。

(3) 特記事項

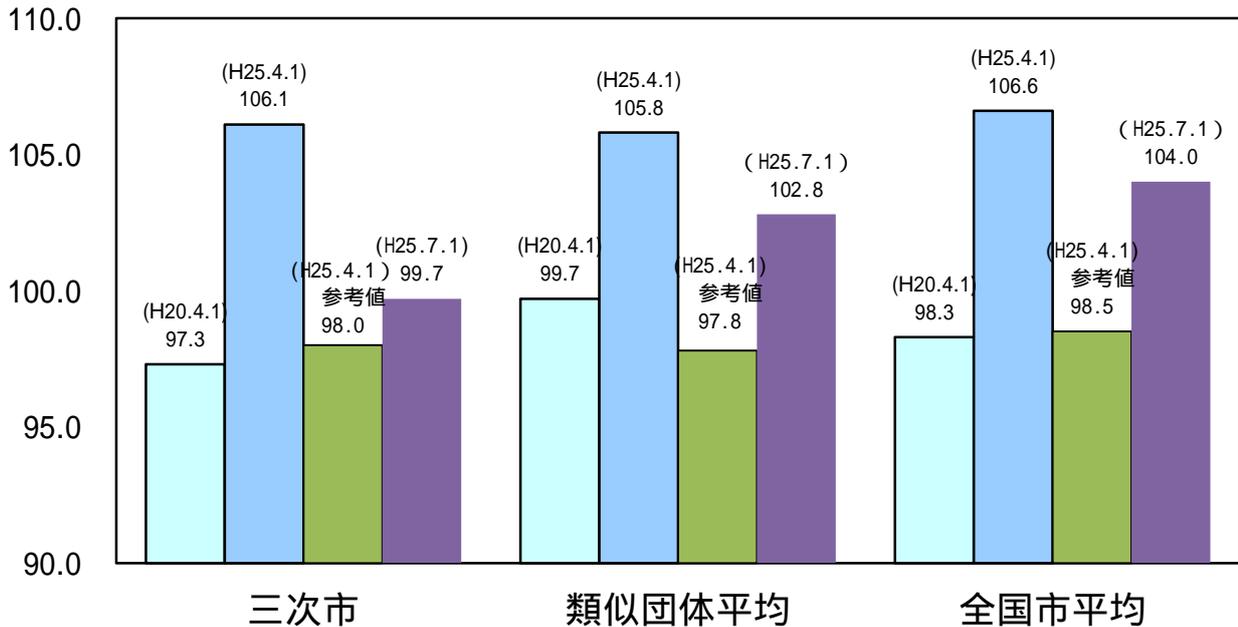
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
抑制済又は減額措置の内容	
<p>(給料)</p> <p>H25.4.1現在ラスパイレス指数：106.1（参考値：98.0） H25.7.1現在ラスパイレス指数：99.7</p> <p>職務の級に応じて、給料月額から次の割合を減じる 1・2級： 3.1% 3級： 5.9% 4級： 6.1% 5級： 7.1% 6級： 8.1%</p> <p>(手当)</p> <p>管理職手当：職務の級にかかわらず、一律10%を減じる</p> <p>地域手当：支給対象者の給料月額の減額率を減じる</p> <p>時間外勤務手当：支給対象者の給料月額の減額率を減じた時間単価により算出する</p>	

(その他)

平成16年4月1日新設合併

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三次市	45.0 歳	347,961 円	407,047 円	365,006 円
広島県	44.6 歳	345,681 円	435,921 円	383,628 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446)	円	376,257 円 (405,463)
類似団体	42.8 歳	325,045 円	388,435 円	359,832 円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三次市	51.4 歳	30 人	368,581 円	386,251 円	373,564 円				
うち清掃職員	54.6 歳	9 人	386,522 円	403,922 円	392,634 円	廃棄物処理 業従業員	44.6 歳	290,600 円	1.39
うち学校給食員	52.1 歳	10 人	358,212 円	372,159 円	362,112 円	調理士	43.9 歳	232,200 円	1.60
広島県	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円				
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850)	円	309,534 円 (325,400)				
類似団体	49.3 歳	36 人	315,491 円	350,999 円	336,134 円				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(C)	C/D
三次市	- 円	- 円	-
うち清掃職員	6,470,829 円	3,980,600 円	1
うち学校給食員	5,930,247 円	3,811,900 円	1

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成22年～24年の3年平均)。技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		三次市	広島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	176,278 円	172,200 (163,987) 円
	高校卒	144,500 円	142,462 円	140,100 (133,418) 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	139,899 円	-

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

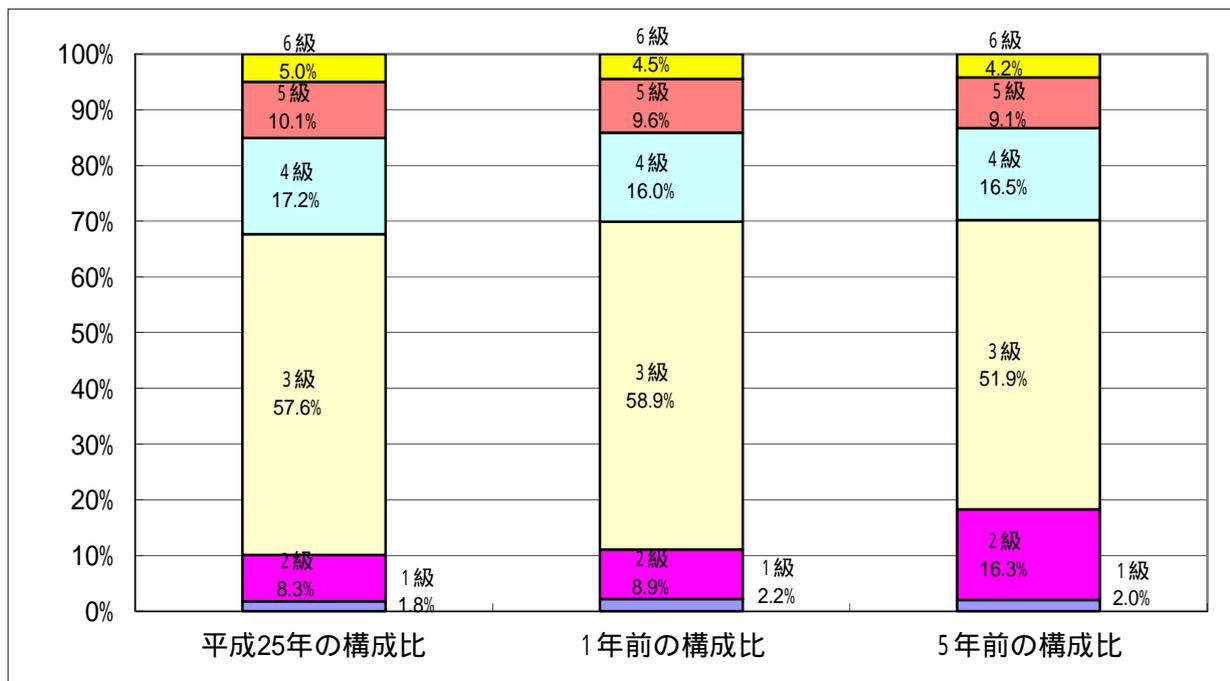
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	287,071 円	324,409 円	363,836 円
	高校卒	241,200 円	286,900 円	341,814 円
技能労務職	高校卒	312,100 円	278,600 円	383,021 円
区 分		経験年数25年以上30年未満		
一般行政職	大学卒	388,353 円		
	高校卒	361,846 円		
技能労務職	高校卒	357,800 円		

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	7 人	1.8 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主任主事・主任技師	33 人	8.3 %	185,800 円	340,700 円
3 級	主任	228 人	57.6 %	261,900 円	415,600 円
4 級	係長	68 人	17.2 %	289,200 円	436,700 円
5 級	課長	40 人	10.1 %	320,600 円	440,700 円
6 級	部長	20 人	5.0 %	366,200 円	447,200 円

(注) 1 三次市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日(4月1日)前の一年間に、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その休暇等の日数や処分内容に応じて昇給号数を減じたり、あるいは昇給しないこととしています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 次 市	広 島 県	国
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,364 千円	1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,540 千円	
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算10～25%

[参考] 勤勉手当への勤務成績の反映状況

基準日(6月1日及び12月1日)以前の6か月間に、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その日数や処分内容に応じて、勤勉手当の支給割合を減じています。

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

三 次 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2%～20%加算) ・職制上の段階、職務の級等による調整額の加算措置		
1人当たり平均支給額 1,280 千円			24,124 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		192 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		95,778 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
広島市	3 %	3 人	9 %

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		81,262 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		294,427 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		27.9 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事手当	防疫作業を行った職員	防疫作業に従事したとき	日額500円
行旅死亡人等取扱手当	行路病人の救護の作業に従事した職員	行路病人の救護の作業に従事したとき	1件当たり800円
	行路死亡人の収容の作業に従事した職員	行路死亡人の収容の作業に従事したとき	1件当たり1,500円
放射線・検査取扱手当	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業した職員	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業に従事したとき	日額230円
夜間看護手当	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務に従事した職員	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業に従事したとき	2時間未満 2,000円
			2時間以上4時間未満 2,900円
			4時間以上 3,300円
分べん業務従事手当	分べん業務に従事した医師等	正規の勤務時間内に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	1件当たり10,000円
		正規の勤務時間外に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	1件当たり25,000円
救急医療業務従事手当	救急医療業務に従事した医師等	休日又は夜間(午後10時から翌日の午前5時までの間)において、緊急を要する救急医療業務に従事したとき	1件当たり7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	439,912 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	495 千円
支給実績 (平成24年度決算)	486,847 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	549 千円

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(平成24年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ	-	107,797 千円	219,995 円
	配偶者以外1人目 (配偶者有) 6,500 円				
	配偶者以外1人目 (配偶者無) 11,000 円				
	配偶者以外2人目以降 6,500 円				
	満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算				
住居手当	借家 (上限) 27,000 円	同じ	-	56,300 千円	260,647 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員	同じ	-	64,681 千円	81,359 円
	交通機関 (1ヶ月あたり支給限度額) 55,000 円				
	交通用具 (1ヶ月あたり支給限度額) 23,600 円				
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 23,000円～45,000円 (距離加算)	同じ	-	6,144 千円	279,272 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員	異なる	-	37,647 千円	552,876 円
	行政職部長級 53,000 円				
	行政職次長級 41,000 円				
	医療職部長級 81,000 円				
	医療職次長級 56,000 円				
	行政・医療職課長級 31,000 円				
	(平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した)				
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	-	時間外勤務手当に含む	

病院職員の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(平成24年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 給料の時間単価 × 0.25 × 時間数	同じ	-	24,205 千円	136,753 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 一般行政職 4,200 円 医療技能職 7,200 円 医師 20,000 円 医師 10,000 円 自宅待機 医療技能職 3,600 円	準拠	自宅待機を命ぜられた職員 無	47,378 千円	353,564 円
管理職特別勤務手当	週休日等に臨時・緊急の必要により勤務した管理職員 4,000円 ~ 12,000円	同	-	1,311 千円	327,750 円
特地勤務手当	医師、歯科医師が赴任する場合の生活不便に対し、医師、歯科医師確保のため (給料月額 + 扶養手当月額) × 15%	準拠	地域によって支給の有無がある	54,397 千円	720,283 円

5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区分	給料月額等	
	三次市	(参考) 類似団体における最高 / 最低額
給料	市長 450,000 円 (900,000 円)	1,000,000 円 / 440,000 円
	副市長 730,000 円	804,000 円 / 375,000 円
報酬	議長 454,000 円	698,000 円 / 310,000 円
	副議長 407,000 円	620,000 円 / 245,000 円
	議員 371,000 円	560,000 円 / 222,000 円
期末手当	市長 (平成25年度支給割合) 3.95 月分	
	副市長 (平成25年度支給割合) 3.95 月分	
退職手当	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市長 900,000円 × 支給率(5.0) × 年数	18,000,000 円 退職時
	副市長 730,000円 × 支給率(3.0) × 年数	8,760,000 円 退職時

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年 = 48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

試験職種		平成24年度採用者数	平成23年度採用者数
市長事務部局等	事務職	5人	6人
	身体障害者対象事務職		
	技師	1人	1人
	保育士	2人	
	保健師	1人	2人
	看護師(診療所)		1人
	教育委員会指導主事	1人	3人
	小計	10人	13人
中央病院	医師	16人	20人
	医療技術職	2人	5人
	看護師・助産師	27人	16人
	小計	45人	41人
合計		55人	54人

(2) 職員の退職の状況（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

区分	市長事務部局等		中央病院(医療職)	
	平成24年度退職者数	前年度退職者数	平成24年度退職者数	前年度退職者数
定年退職	13人	9人	2人	6人
普通退職	27人	11人	29人	22人
分限免職	-	-	-	-
懲戒免職	-	1人	-	-
失職	-	-	-	-
死亡退職	-	-	-	-
合計	40人	21人	31人	28人

(注)1 定年退職:地方公務員法第28条の2第1項の規定により離職すること。

2 普通退職:自己都合により退職すること。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

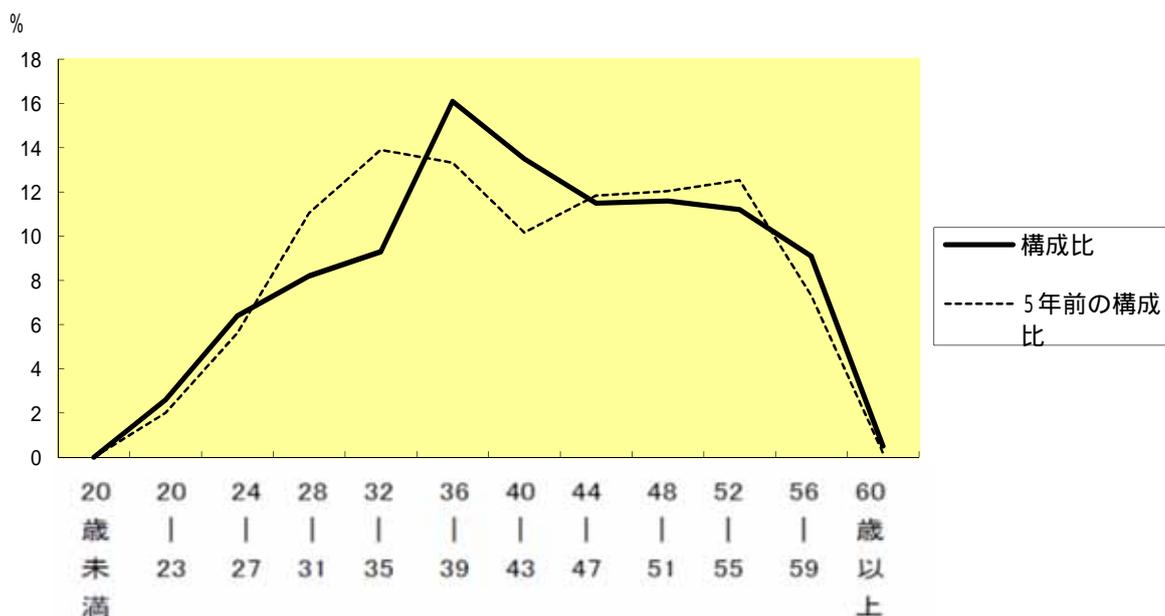
(各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
一般行政部門	議会	6	6		
	総務	153	137	16	・総務部門の組織・機構・事務事業見直しによる減
	税務	37	37		
	民生	188	179	9	・退職不補充による減
	衛生	29	27	2	・退職不補充による減
	労働	1	1		
	農林水産	32	31	1	・農業一般部門の事務事業見直しによる減
	商工土木	11	11		
小計	507	480	27	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.10人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 53.82人)	
部行特別	教育関係	49	48	1	・退職不補充による減
小計	49	48	1		
計部門 等公営 企業	病院	374	391	17	・病院の業務増に伴う増
	水道	15	14	1	・水道部門の事務事業見直しによる減
	その他	41	40	1	・事務事業見直しによる減
	小計	430	445	15	
合計		986	973	13	<参考> 人口1万人当たり職員数 172.51人
		[1,287]	[1,287]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	25人	62人	80人	90人	157人	131人	112人	113人	109人	89人	5人	973人

(5) 職員数の推移

区分 部門	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	561人	542人	530人	516人	507人	480人	81人 (14.4%)
教育	53人	58人	55人	53人	49人	48人	5人 (9.4%)
普通会計計	614人	600人	585人	569人	556人	528人	86人 (14.0%)
公営企業会計等	399人	417人	409人	423人	430人	445人	46人 (11.5%)
総合計	1,013人	1,017人	994人	992人	986人	973人	40人 (3.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 24年度	876,621	14,840	55,974	6.4	6.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
平成 24年度	9	37,697	4,643	13,634	55,974	6,219	6,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成16年4月1日新設合併

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三次市水道事業	46.3 歳	364,813 円	508,681 円
三次市(一般行政職)	44.6 歳	353,715 円	504,281 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 次 市	三 次 市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,515 千円	1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,467 千円
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%

イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

三 次 市			三 次 市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)			・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	14,027 千円	24,848 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 支給なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	1,549 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	172 千円
支給実績（平成24年度決算）	1,276 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	141 千円

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	（平成24年度決算）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外1人目（配偶者有） 6,500 円 配偶者以外1人目（配偶者無） 11,000 円 配偶者以外2人目以降 6,500 円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	-	1,528 千円	218,357 円
住居手当	借家（上限） 27,000 円	同じ	-	648 千円	324,000 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員 交通機関（1ヶ月あたり支給限度額） 55,000 円 交通用具（1ヶ月あたり支給限度額） 23,600 円	同じ	-	630 千円	73,200 円
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 23,000円～45,000円（距離加算）	同じ	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員 行政職部長級 53,000 円 行政職次長級 41,000 円 医療職部長級 81,000 円 医療職次長級 56,000 円 行政・医療職課長級 31,000 円 （平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した）	異なる	-	372 千円	372,000 円
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	-	時間外勤務手当に含む	